

核融合科学研究所核融合アーカイブ室運営要項

制 定 平成16年11月30日 所長決定
最終改正 令和 5年 3月31日

(目的)

第1 この要項は、核融合科学研究所組織運営規則（令和4年核研規則第4号。以下「規則」という。）第14条第4項の規定に基づき、核融合アーカイブ室の組織及び運営に関し、必要な事項について定めることを目的とする。

(所掌業務)

第2 核融合アーカイブ室では、管理部総務企画課との連携の下、次に掲げる業務を行う。

(1) 次の機関に係る史料の恒常的、総合的及び系統的な調査、収集、整理、保管

① 核融合科学研究所

② 旧京都大学ヘリオトロン核融合研究センター

(現京都大学エネルギー理工学研究所附属エネルギー複合機構研究センター)

③ 旧広島大学核融合理論研究センター

④ 旧名古屋大学プラズマ研究所

⑤ その他大学関係機関

(2) 史料目録の作成とそのデータベース化

(3) 収集及び整理された史料及びその目録の適切な公開基準に基づく公開

(4) 収集及び整理された史料に基づく年表の作成など史料の編纂

(5) アーカイブズの手法に関する調査及び研究

(6) 国内外の関連研究機関とのアーカイブズに関する共同研究

(7) その他、室長から指示のある業務

(室長)

第3 核融合アーカイブ室に、室長を置き、所長が指名する。

2 室長は、核融合アーカイブ室の業務を統括し、調整する。

3 必要に応じて主査を置くことができる。

(その他)

第4 この要項に定めるもののほか、核融合アーカイブ室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 記

この申合せは、平成16年11月30日から実施する。

付 記

この申合せは、平成18年11月14日から実施し、平成18年10月1日から適用する。

付 記

この申合せは，平成 22 年 8 月 1 日から実施する。

付 記

この要項は，令和 5 年 4 月 1 日から実施する。